

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ゆりあげの郷食彩館

名取市閑上字昭和11番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社伊藤チェーン 代表取締役 伊藤 吉一

柴田郡柴田町槻木上町一丁目1番41号

3 市町村の意見の概要

（1）歩行者の通行の利便の確保について

・ 開店時、繁忙期等の混雑が予想される場合は、車両出入口・駐車場内に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び来店車両等の円滑な誘導に配慮すること。

・ 車両出入口付近での接触事故防止のため、歩行者・自転車の視界確保を留意すること。

・ 緑道上の搬入車両横断箇所においては、歩行者等との接触事故防止のため、注意喚起表示等の配慮をすること。

（2）騒音について

・ 建設工事を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入することも検討すること。

・ 工事車両等の通行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図ること。

・ 駐車場でのアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣住民に迷惑をかけないように、利用者や事業者への指導の徹底、深夜の駐車場使用の自粛等を徹底すること。

・ 近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に

努めること。

- ・騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じること。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

(3) 廃棄物について

- ・事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生抑制に努めること。
- ・循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努めること。
- ・名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守すること。
- ・廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理を行うこと。
- ・ごみの発生、保管、排出状況把握等を担当する責任者の配置について、配慮すること。

(4) その他（防犯）

- ・駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮すること。
- ・盗難防止機器等による万引き防止対策を講じるよう配慮すること。
- ・多数の来店者の自家用車に車上荒らし等が発生しないよう、駐車向き・照明の明るさ等工夫され、駐車場等の死角が生じないよう配慮すること。
- ・警備員等による駐車場内、施設内の巡回パトロール実施等配慮すること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

令和元年10月11日から令和元11月11日まで（ただし、閉庁日を除く。）